

令和 3 年 2 月 11 日

厚生労働省 医薬・生活衛生局
食品監視安全課
輸入食品安全対策室 御中

令和 3 年度輸入食品監視指導計画(案)に関する意見書

東都生活協同組合
理事長 風間与司治

私たち東都生活協同組合は、東京を中心に 24 万人余の組合員が、安全・安心な食糧を未来にわたって安定的に手にするために、全国の農畜水産業者や製造者ととともに事業と運動に取り組んでいる消費者組織です。

当生協は 1973 年の設立から、一貫して日本の農業を守り、食料自給率の向上を図ることを目標に掲げ、組合員のいのちと暮らしを守る活動を推進してきました。国内農業の生産振興をこそ高め、自給率を上げるべきという立場ですが、食物は年々多様化し、増加し続ける輸入食品は知らず知らずのうちに消費者の食卓へ上がっていく状況にあり、その安全性への担保が重要になってくる為、安全な食品の確保と正しい情報提供が欠かせない事を重視しています。

近年、世界経済や社会情勢の変化に伴い、国民のライフスタイルや食生活に変化が起き、加工食品の多様化や輸入食品の増加が見られるようになりました。また、昨今の世界的な新型コロナウイルス感染拡大は食料物資の安定供給や消費行動に甚大な影響を及ぼし、輸入食品に大きく依存している日本の食料自給の在り方があらためて問われています。その一方で食品の輸入重量は横ばいで推移、届出件数は急激に増加し、輸入食品の少量多品目化が進展しています。このような情勢において、輸出国における生産から、輸入、国内流通までの各段階での的確な監視と対策が重要であると考えます。

現在、策定が進められている「令和 3 年度輸入食品監視指導計画(案)」は、輸入食品等の一層の安全性確保につながると考え、以下の意見を申し述べます。

1. 食の安全・安心はすべての人々の願いです。近年のゲノム編集食品や遺伝子組換え食品など、新しい技術の食品への活用や経済連携協定の拡大にともなう輸入食品の増加などに、消費者は食の安全・安心に漠然とした不安を抱いています。貴省は農林水産省や消費者庁、各都道府県などとの連携を強化すると共に、食品の製造業者をはじめとする様々なステークホルダーとの意見交流をより活発にし、輸入食品の安全に関する全ての事項について、SNS 等を活用した情報公開と幅広い手段でのリスクコミュニケーションを求めます。
2. 改正食品衛生法の着実な施行のため、増加する輸入食品の輸出国における HACCP による衛生管理の普及、輸入者への衛生管理指導の徹底を求めます。
3. 輸入食品の届出件数の増加や経済連携協定の拡大等により、今後さらに多品目の輸入増加が見込まれます。令和 3 年度計画(案)では監視指導の具体的内容について、検疫所に従事する食品衛生監視員の人材の養成及び資質の向上といった監視指導体制強化の方針が示されていますが、輸入食品等の検査体制として、食品衛生監視員の増員及びモニタリング検査率の向上を求めます。

以上